## 南相馬市監査委員公表第5号

地方自治法第199条第4項の規定により、平成26年度定期監査を行ったので、同条第9項の規定によりその結果の概要を下記のとおり公表する。

平成26年6月26日

南相馬市監査委員 高 倉 一 夫

南相馬市監査委員 西 一 信

記

- 1 監査の種類 定期監査(5月実施分)
- 2 監査の対象 生活環境課、社会福祉課、長寿福祉課、男女共同こども課、 選挙管理委員会、健康づくり課、高松ホーム
- 3 監査の範囲 平成25年4月から平成26年3月に実施した事務事業
- 4 監査の方法 (1)帳票簿冊等の審査
  - (2)監査資料に基づく説明の聴取
- 5 監査の期間 平成26年5月26日、27日
- 6 監査の結果 全般的に法令、予算等に基づき執行され、概ね適正なものと認められた。 軽微な注意または改善を要する事項については、口頭で指示した。 なお、高松ホームでは、入所者に適した環境を計画的に整備・改修する 予定とのことであるが、現状としては、高齢者が生活するには危険個所が 多々見受けられたので、今後も高齢化が進行することが想定されることから、 高齢化に対応した施設のバリアフリー化を早急に進められるよう求める。